

東みよし町上水道料金の改定について

平成29年4月に簡易水道事業を上水道事業へ統合したことに伴い、平成30年4月使用分から、東みよし町水道事業給水条例における料金改定をおこないました。

昼間及び足代地区の水道料金において家事用は、基本料金で200円、超過料金1m³につき10円、営業用基本料金で500円、超過料金1m³につき20円の増額となります。(5月請求分)

近年人口減少に伴い料金収入も減少傾向となり、水道事業の経営環境も厳しくなっておりますが、今後もより一層、安全で安心な東みよし町の水道水を、安定してお届けできるよう努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成30年3月使用分(4月請求分)までの旧料金表

江口・山口・城谷・山路・西山路・中井・西光・角・高木・安広・高田・市・井関・西庄団地
鍛冶屋敷・東新町・山根・中村・新町・原・古川・北村・加茂第1団地・加茂第2団地・
みかもハイツ・西中村の一部

(税別)

用途料金	基本水量	基本料金	水量料金	備考
13mm	10m ³	1,300円	1m ³ につき140円	
営業用	10m ³	1,700円	〃 160円	
20mm	10m ³	1,700円	〃 160円	
25mm以上	100m ³	16,000円	〃 170円	
25mm	20m ³	3,000円	〃 160円	
臨時用	10m ³	7,000円	〃 500円	

昼間・足代

(税別)

用途	1戸又は1事業1箇月 基本水量	1戸又は1事業1箇月 基本料金	超過料金1m ³ につき
家事用	10m ³ まで	1,100円	130円
営業用	10m ³ まで	1,200円	140円
官公署用	20m ³ まで	2,000円	140円
医業用	10m ³ まで	1,200円	140円
工業用	100m ³ まで	10,000円	140円
臨時用	1m ³ につき	200円	

加茂山・桑内・毛田

(税抜)

用途別	基本水量	基本料金	超過料金 1m ³
家事用	10m ³	1,300円	140円
営業用	10m ³	1,700円	160円
大口用	100m ³	16,000円	170円
官公署用	20m ³	3,000円	160円
臨時用	10m ³	7,000円	500円

平成30年4月使用分(5月請求分)からの新料金表(改定後の料金表)

江口・山口・城谷・山路・西山路・中井・西光・角・高木・安広・高田・市・井関・西庄団地
鍛冶屋敷・東新町・山根・中村・新町・原・古川・北村・加茂第1団地・加茂第2団地
・みかもハイツ・西中村の一部・加茂山・桑内・毛田・昼間・足代

(税別)

第3条の	用途	口径	基本水量 (月)	基本料金	超過料金 (1m ³)	備考
4	家事用	13mm	10m ³ 以下	1,300円	140円	町営団地20mmを含む。
		20mm	10m ³ 以下	1,700円	160円	
		20mm以上	10m ³ 以下	1,300円	140円	平成30年3月31日以前、 家事用選択水栓に限る。
		25mm以上	20m ³ 以下	3,000円	160円	
5	営業用	13mm	10m ³ 以下	1,700円	160円	
5		20mm	10m ³ 以下	1,700円	160円	
5		25mm以上	20m ³ 以下	3,000円	160円	
6	官公署用	全口径	20m ³ 以下	3,000円	160円	
7	工業用	25mm以上	100m ³ 以下	12,000円	170円	昼間及び足代地区次回料金改定まで適用
9	大口用	25mm以上	100m ³ 以下	16,000円	170円	
8	臨時用	10m ³ 以下		7,000円	500円	水道未加入水栓
						210円

なお、今回水道料金の改定に伴い昼間地区及び足代地区の公共下水道使用料金についても増額改定いたしました。